

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年二月一日法律第六九号)(衆)

一、提案理由(平成二十二年一月三〇日・衆議院本会議)

○川端達夫君 たいだいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となつた日からその身分を失つた日まで歳費を受けること、ただし、死亡または衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けることとするものであります。

本法律案は、本日の議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二十二年二月三日)

○鈴木政二君 たいだいま議題となりました法律案につきまし

て、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の歳費について、日割計算により支給することとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。